

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

2020年10月1日
環境をサポートする株式会社きらめき

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業社（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

2020年8月から派遣先の条件が変わりましたので、直近における情報提供を下記に公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

1. 派遣労働者の数

3人

2. 派遣先の数

1社

3. 派遣料金の平均額（8時間平均）

18,683 円

4. 派遣労働者の賃金の平均額（8時間平均）

12,384 円

5. マージン率

33.71%

※マージンには、派遣元事業社として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の費用となる社会保険料、福利厚生費、教育訓練費、各種手当、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用等が含まれています。

6. 教育訓練に関する事項

※実施方法（有給） ※対象者の費用負担（無） ※実施主体（当社）

・当社社員研修他

7. 福利厚生に関する事項

- ・各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）
- ・定期健康診断受診
- ・年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度
- ・通勤手当全額支給
- ・資格手当支給